

第70回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 平成29年4月7日（金）13:56～15:55

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府

【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室 澤野室長、熊倉参事官補佐他

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官他

4 議 題 経済産業省企業活動基本調査の変更について

5 概 要

○ 部会長から全体的な審議方針が示された後、諮問の際に統計委員会で意見があった調査票冒頭の注意書き（「報告者に利害関係を生じるような目的で使用されることはありません」の部分）について確認した結果、調査実施者から「秘密が保護される」旨の記述に変更するとの説明があり、妥当と整理された。

○ その後、審査メモに沿って審議を行った結果、今回予定されている変更については、おおむね妥当と整理された。

ただし、「有形固定資産の除却額」を「有形固定資産の減少額」に変更することについては、報告者が記入するに当たって紛れが生じないような対応を調査実施者において検討し、それを委員が確認・了解することを前提として、妥当と整理することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）調査票冒頭の報告者向けの注意書きについて

「利害関係を生じるような目的で使用しない」との記述を用いていることには、何らかの理由があったものと思われるが、一般的に用いられている、秘密保護に関する記述への変更を予定していることは妥当と整理したい。

(2) 調査事項-1 (既存の調査事項の変更)

- ① 調査票記入に当たっての消費税の取扱いに関するチェックボックス
より正確な回答内容の確保に資するものであり、適当と判断したい。

② 従業員の把握における正社員・正職員以外の区分を変更

「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)に沿った対応であり、適当と判断としたい。

③ 「有形固定資産の当期除却額」の「有形固定資産の当期減少額」への変更

- ・ 今回の変更により、法人企業統計調査と同じ用語が用いられることは理解したが、「減少額」の定義は、「減価償却費」を含まない点で法人企業統計調査と異なっており、両調査の対象となる企業が混乱するのではないかと危惧する。報告者の記入負担を考慮すると、法人企業統計調査の定義に合わせた方が良いのではないか。

→ これまで継続して把握していた調査事項でもあり、時系列比較の観点から、直ちに対応するのは難しい。

→ 政府統計全体として報告者負担の軽減が指摘されており、今回変更されるのであれば、このタイミングで整理するのも一つの選択肢ではないか。今回の変更対象となっていない「無形固定資産の減少額」についても、法人企業統計調査と定義が異なるとすると、報告者が正確に記入できているのか、減価償却費を含めて回答しているのかも分からない。

→ 今回の変更から、「減少額」の定義や範囲を法人企業統計調査と合わせることは現時点では困難であると考えている。

→ 御指摘の内容を、この場で修正案として取りまとめるのは難しいと考えられることから、調査実施者において、今回の変更に合わせて調査票の注記を再検討し、委員に御確認・御了解をいただいた上で、その内容を答申案に記載することとしてはどうか。

- ・ 今回の変更にあたっては、その定義が報告者に正確に理解されるように対応していただければよい。ただし、「減少額」の定義・範囲が法人企業統計調査と異なることや、これまで把握していた「無形固定資産の減少額」についても、調査実施者が想定している内容どおりに回答が得られていない可能性があることが判明した。また、今回の変更の結果、回答結果に断層が生じないか、事後的なチェックが必要であり、その影響の検証を含めて、事後の確認が必要と考える。

- ・ 今後作成する答申案においては、報告者の混乱を招かないように調査事項又は調査票上の注意書きに配慮すべきである旨を指摘するとともに、

① 有形固定資産及び無形固定資産の「減少額」の定義・範囲について、他の統計調査との関係も含めて再整理すること、

② 今回の項目名称の変更に伴う回答状況の変化について検証することを今後の課題として指摘する方向で整理したい。

④ 「企業経営の方向」に係る調査事項における選択肢の追加

- ・ 指名委員会、監査委員会、報酬委員会を、併せ持つ企業は、どの選択肢を選ぶことになるのか。
→ 2の「指名委員会等設置会社である」となる。
- ・ お互いの選択肢が排他的に整理されているということであれば、特に問題ないため、適当と整理したい。

(3) 調査事項の追加（法人番号の追加）

- ・ 法人番号の追加については、すべての統計調査で一斉に行うのか。
→ 調査ごとに、変更手続がとられるときに合わせて、順次追加することを想定している。

(4) 集計事項の変更及び公表時期の変更

- ・ 今回、集計区分を「20%超」から「20%以上」に変更することにより、集計結果が大きく変わったと認識されることはないか。
→ 今回の区分変更により集計範囲に含まれるようになるのは数社程度と認識しており、大きな変動は生じないと考えている。また、今回の変更は財務諸表規則に沿ったものである。
→ 今回の変更により、正確な集計区分に修正されるものと理解している。
- ・ 今回、見直しをする集計表は秘匿個所が多いとのことであるが、これまで資本金規模別に細かく区分していたのはどのような必要性によるものか。例えば、中小企業施策上のニーズを踏まえたものであったとすると、今回の変更による支障は生じないのか。
→ 中小企業の経営状況については、中小企業実態基本調査により把握しているところであり、今回の表章の変更で支障が生じることはないものと認識している。
- ・ ホームページで、パブリックコメントを閲覧した者の属性は分かるのか。
→ 現在のシステムでは、属性情報まで把握していない。
- ・ 今回の集計事項の整理は、利活用の状況及び集計作業の効率化という観点から計画されたものであり、その代替として、公表時期の早期化、精度向上に向けた取組や結果分析の充実に取り組むこととしていることから、適当と整理したい。
- ・ 本調査を統計委員会に諮問した際に、「集計事項の取りやめについて、どういった場合に諮問不要の軽微処理に該当すると考えるべきか」という御意見があった。調査横断的な事項であり、部会で結論を得るというものではなく、また、ケースバイケースという要素も強いが、今回のケースから考えられることとしては、①秘匿措置が多く利活用が制約される場合、②ニーズが低い集計表の取りやめ、③取りやめ

に当たって、利用者の立場に立った何らかの代替措置がある程度確保されている場合には、諮問を要しない軽微処理という可能性がでてくるのではないかと考えられる。

(5) 前回答申における「今後の課題」への対応状況について

- ・ 国民経済計算体系的整備部会では、国民経済計算の精度向上という観点から一次統計の改善について審議を行っているが、企業関連統計については、産業構造の把握はもとより、企業の参入や退出の状況を把握という観点・目的も踏まえた議論が必要である。本調査は、国民経済計算では、それほど利用されていないと認識しているが、企業活動や産業を取り巻く現状を把握する調査であり、本調査の望ましい姿をどう考えるのかは大きな課題である。今、国民経済計算に係る議論が先行している状況であるが、このような観点から統計の過不足を考えることも重要であり、今後、基本計画の改定に係る審議の中で検討していきたい。
- ・ 報告者負担については、個々の調査ごとではなく、報告者である企業トータル、すなわち、政府の統計調査全体で考えるべきと考える。
- ・ 企業活動に関するミクロとマクロそれぞれのニーズに対して、どの統計で、どのように対応すべきかについて、今後、考えていくことが必要である。本日示された意見については、統計委員会における部会報告の中で触れることとしたい。

(6) オンライン調査の推進について

- ・ 引き続き、オンライン調査の推進について、調査実施者の取組を期待したい。

6 その他

部会の結果については、4月20日（木）開催予定の統計委員会で報告することとなった。

また、本部会で答申の方向性について合意されたことから、今後、答申（案）を作成、調整した上で、書面決議を行い、5月30日（火）開催予定の統計委員会において、報告されることとされた。

(以 上)